

各所属回答状況一覧表(固定資産税・都市計画税)

減 免 内 容			政策企画室	危機管理室	市民局	契約管理財局	計画調整局	福祉局	健康局	子ども青少年局	砂とりとみどり	経済局	都市整備局	港湾局	北	此花	中央	西	大正	天王寺	西淀川	淀川	東淀川	東成	旭	城東	阿倍野	住吉	東住吉	平野	西成
条例第71条第1項	第1号	仮換地指定前に使用収益できない土地										○																			
	第2号	仮換地に他人の工作物等がある土地										○																			
	第3号	過小宅地となるため仮換地を指定せず金銭精算される土地										○																			
	第4号	公共事業実施のため使用収益できない土地																													
	第5号	生活扶助受給者所有の土地・家屋						○																							
	第6号	低所得者所有の土地・家屋																													
	第7号	道路予定地																													
	第8号	本市が取得した固定資産					○																								
	第9号	本市事業により移転補償の対象となった固定資産					○					○																			
	第12号	物納の許可を受けた固定資産																													
	第13号	沈没船舶																													
条例第71条第2項		災害により損害を受けた固定資産		○																											
規則第4条の3	第1号	労働組合が専らその用に供する固定資産																													
	第2号	地域振興会が本来の用に供する固定資産			○											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3号	一定の条件を満たしているマンション集会所														○							○								○
	第4号	児童遊園の用に供する固定資産									○						○	○		○	○	○	○						○	○	○
	第5号	一定の条件を満たしているマンションの子どもの遊び場																													
	第6号	救急医療機関所有の病院・診療所																													
	第7号	公益社団法人・公益財団法人所有のがん予防検診施設							△																						
	第8号	公益社団法人・公益財団法人所有の結核予防施設							△																						
	第9号	非課税となる診療施設のための看護師宿舎																													
	第10号	老人憩の家						○															○	○							
	第11号	学校法人以外の幼稚園																													
	第12号	障がい者小規模作業所等																													
	第13号	障がい者職業能力開発訓練施設						○																							
	第14号	非課税となる福祉施設等の建築中の敷地等							○																						
	第15号	公衆浴場																													
	第16号	中小企業会館									○																				
	第17号	研究開発型産業高度化促進施設									○																				
	第18号	地域産業集積活性化対策施設									○																				
	第19号	公益社団法人・公益財団法人所有の海外技術者研修施設																													
	第20号	公益社団法人・公益財団法人所有の公害健康被害検査施設							△																						
	第21号	公益社団法人・公益財団法人所有の港湾労働者施設										○																			
	第22号	公益社団法人・公益財団法人所有の学校給食を実施するための施設											○																		
	第23号	能楽堂・能舞台																													
	第24号	都市計画自動車ターミナル						○																							
	第25号	領事館		○																											
	第26号	在日外国人のための公民館的施設																													
	第27号	公益社団法人・公益財団法人所有の中国残留邦人等支援施設																													
	第28号	土地改良区が本来の用に供する事務所等の敷地																													
	第29号	本市補助を受け商店街振興組合等が整備したコミュニティ施設									○																				
		本市補助を受け事業協同組合等が整備したコミュニティ施設																													
		苅田土地改良記念会館																													
		平野区画整理記念会館																													
		瓜破会館及び瓜破西会館																													
		大阪沖縄会館																					○								
		大阪弁護士会館																													
		司法書士会館																													
		柔道整復師会館							△																						
		府医師会館							△																						
		府歯科医師会館							△																						
		府道高速大阪東大阪線の土地のうち船場センタービル敷地部分																													
		オーク200のうち本市補助を受け整備された公共的施設の用に供する家屋																													
		中沢記念野球会館(高校野球連盟)								△																					
		講道館 大阪国際柔道センター								△																					
		住吉武道館								△																					
		大阪ドーム(スタジアム部分)						○																							
		天満・天神繁昌亭																													

※△については減免措置の必要性について、「回答がないもの」もしくは「段階的措置を要望」と回答したもの。